

総財地第91号
総財公第43号
総財務第88号
平成23年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務副大臣
鈴木克昌

平成23年度地方債同意等基準運用要綱等について

地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）に基づき、平成23年度地方債同意等基準（平成23年総務省告示第141号）、平成23年度地方債計画（平成23年総務省告示第142号）及び平成23年度地方債充当率（平成23年総務省告示第143号）の公表を行ったので、通知します。

また、平成23年度の地方債についての協議又は許可の運用については、地方財政法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方財政法施行令、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）、地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）、平成23年度地方債同意等基準、平成23年度地方債計画及び平成23年度地方債充当率によるもののほか、別紙要綱に従って運用することとしましたので、御承知願います。

なお、「中心市街地再活性化特別対策事業要綱について」（平成10年7月7日自治政第70号）、「商店街等の振興整備について」（平成3年6月3日自治振第74号）、「下水道事業債（特別措置分）の取扱い等について」（平成18年3月31日付け総経第68号）、「過疎地域自立促進特別措置法に基づき都道府県が行う公共下水道の整備に係る財政措置等について」（平成12年5月8日付け自治準企第96-1号）は廃止します。

おって、貴都道府県内の市区町村にも周知されるよう願います。

平成 23 年度地方債同意等基準運用要綱

第一 簡易協議等手続に関する事項

平成 23 年度における地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるため、平成 23 年度地方債同意等基準（平成 23 年総務省告示第 141 号。以下「同意等基準」という。）に基づき、平成 23 年度地方債計画（平成 23 年総務省告示第 142 号）で予定している地方債についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）における同意又は許可（以下「同意等」という。）を対象として、簡易協議等手続（同意等基準第二の三に定める簡易協議手続及び同意等基準第三及び第五の規定により簡易協議手続を準用して行う許可手続をいう。以下同じ。）を行うこととしている。

簡易協議等手続は、事業区分ごとに通知する同意等予定額の範囲内で行われる協議等については、原則として、協議等の内容に即し速やかに同意等を行う手続をいう。

簡易協議等手続の対象となる地方債の取扱いについては、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

- 1 地方債の同意等予定額については、原則として、同意等基準において簡易協議等手続が適用される事業区分の対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「地財令」という。）第 6 条第 4 項の規定に基づき定める平成 23 年度地方債充当率（平成 23 年総務省告示第 143 号）に掲げる充当率を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。

(1) 「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）、法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。

(2) 「起債対象事業費」とは、地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額をいうものであること。なお、公共施設及び公用施設に付随するものの工事に要する経費のほか、次のような経費も対象となるものであること。

ア 建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分の機能を有するものの購入費

ただし、原則として一品当たりの取得価格が 20 万円以上であって、かつ耐用年数が 5 年以上のものを対象とするものであること。

イ 建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職

員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。)

- (3) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものは概ね適正な範囲内の事務費として取扱うものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによることも差し支えないものであること。

ア 平成 22 年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(ア) 新規事業（平成 22 年度以降に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については工事費の 5.0%以内の額

(イ) 継続事業（(ア)以外の事業）については廃止前の補助基準に定められていた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ ア以外の補助事業については、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費

ウ 単独事業

(ア) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の 2.75%以内の額

(イ) (ア)以外の事務費については全体事業費の 2.75%以内の額

(ウ) 水道事業、港湾整備事業、下水道事業については、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の 6.0%以内の額

(エ) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額

(オ) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

- 2 用地費等の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

(1) 公営企業に係るものを除き、原則として、当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得と併せて造成事業又は設計を行うもので次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて、該当の事業債の対象とするものであること。また、用地の取得のみであっても国庫負担事業又は国庫補助事業の対象とされたものについては、該当の事業債の対象とするものであること。それ以外の公共用地の先行取得は、公共用地先行取得等事業債の対象とするものであること。

(2) 公営企業に係る用地の取得については、用地特別会計で取得するものを除き、事業の用に供することが確実に見込まれるものは、該当の事業債の対象とするものであること。

(3) 用地費には、別に定めのない限り、借地権、地上権等の設定等に要する経費、用地買収に伴う補償費、整地費、造成費（既に所有している用地に係るものを含む。）、用地の取得に当たって直接必要となる交渉費、測量費その他必要な諸経費も対象とするものであること。

- (4) 既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条第5号の経費に該当するものと解されること。このため、簡易協議等手続においては、当該年度に新施設の建設事業を行うもの又は次年度に新施設の建設事業が確実に行われる見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とするものであること。
- 3 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合は、当該再取得の支出財源としてそれぞれの事業債を充てることができるものであること。
- また、市場公募債等で特に必要がある場合には、当該年度における他の用地先行取得事業への起債目的の変更、あるいは、公共用地先行取得等事業の額の範囲内における他の事業債への目的変更も可能であること。この場合においては、一般会計における新たな起債として、協議等を行うことが必要であること。
- 4 公営企業債の発行を予定している公営企業のうち、以下の事業については、事業開始後一定期間内において収支相償する事業であることが収支計画において確認できるものを対象とするものであること。
- (1) 赤字の事業（法適用企業にあつては繰越欠損金を有し、又は資金不足額（地財法第5条の4第3項に規定する資金の不足額をいう。以下同じ。）を有する企業とし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）にあつては資金不足額を有する企業とする。）
- (2) 新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）
- (3) 準建設改良費に充当する公営企業債を起すこととしている事業
- (4) 建設改良費等以外の経費に充当する公営企業債を起すこととしている事業
- 5 公営企業の準建設改良費のうち「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」に係る公営企業債（以下「資本費平準化債」という。）の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。
- (1) 供用開始後の施設に係る公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該年度の元金償還金が減価償却費（法非適用企業にあつては、法適用企業となった場合の耐用年数等を勘案して算出する減価償却費相当額とする。以下同じ。）を著しく超え、かつ、経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額を対象とするものであること。なお、港湾整備事業に係るふ頭用地の耐用年数については、岸壁と同じ年数（50年）を用いることとする。
- (2) 法非適用企業の減価償却費については、次により算出した額とすること。
- 各事業に係る施設の公営企業債発行総額（注1）÷A（注2）×0.9

(注 1) 公営企業債発行総額は、一定期間（過去の各事業に係る施設の耐用年数の期間）に発行した公営企業債を合算したものとする。

(注 2) Aについては、各事業に係る施設の耐用年数とする。（下表に掲げる事業については、事業に係る施設の平均耐用年数等を勘案し、下表に定める期間とする。）

事業名	施設の耐用年数の期間
水道事業（簡易水道事業）	40 年
交通事業（船舶運航事業）	25 年
下水道事業（下記を除く）	45 年
下水道事業（特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設）	28 年

- 6 公営企業に対する出資金、負担金及び補助金の財源とするための地方債については、平成 23 年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金のうち地方債を財源とするものを対象とするものであること。なお、地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方については、別途通知する予定であること。
- 7 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対する出資金、貸付金及び補助金並びに公営企業型地方独立行政法人に対する貸付金及び出資金に係るものについては、次に掲げる場合に該当するものが、同意等基準第二の一の 2 に該当するものであること。
 - (1) 公営企業に準ずる事業を行う地方公共団体の出資に係る法人に対するもの
 - ア 当該地方公共団体の出資割合が 1 / 2 以上である等、法人の設立・運営について当該団体が主導的な立場にあることが客観的に確認できるものであること。
 - イ 当該法人が行う事業が、原則として地財令第 37 条に掲げる事業であり、採算性を有するものであること。
 - (2) 公営企業型地方独立行政法人に対するもの
当該法人の事業について、事業開始から一定期間内において収支相償することが明らかなるものであり、原則として、設立団体において特別会計を設置するものであること。
- 8 償還期限内において、借換えを予定する場合には、それまでの経過年数に応じて、借換え額を縮減する旨を明らかにしたものを原則として対象とすること。なお、借換えに際して満期一括償還方式と定時償還方式を借換え時に選択する予定である場合には、その旨を明らかにすること。
- 9 簡易協議等手続の対象とする地方債については、10 万円未満の端数を付けない取扱いとするものであること。ただし、一般補助施設整備等事業債のうちの特別転貸債分及び臨時財政対策債については、この限りではないこと。
- 10 全国型市場公募債発行団体の公的資金の借り入れについては、その償還期限が 10 年を超えるものに限るものであること。ただし、災害復旧事業、豪雪対策事業、特別転貸債、辺地及び過疎対策事業等については、この限りでないこと。

二 一般会計債に関する事項

簡易協議等手続の対象となる事業区分の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

1 公共事業等

- (1) 公共事業等の対象事業に係るいわゆる継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。
- (2) 国営及び都道府県営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（平成3年5月31日付け農林水産省構造改善局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。
- (3) 公共事業等債の対象事業のうち、地方公共団体金融機構資金を充てることができる事業は、道路事業（社会資本整備総合交付金を受けて実施するものを含む。）及び社会福祉施設整備事業に限るものであること。

また、財政融資資金を充てることができない事業は、社会福祉施設整備事業であること。

2 公営住宅建設事業

- (1) 公的賃貸住宅とは、地域優良賃貸住宅、都市再生住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する賃貸住宅をいうものであること。
- (2) 整備事業等とは、建設、買取り又は改善（アスベスト改修を含む。）をいうものであること。
- (3) 関連して実施する事業とは、用地の取得造成事業、駐車場整備事業、居住環境形成施設整備事業その他の事業であること。

3 災害復旧事業

- (1) 一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設及び公用施設（原則として、地方公共団体が所有し、管理するものに限る。以下同じ。）を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。
- (2) 小災害復旧事業債の取扱いについては、「小災害復旧事業債事務取扱要綱」（平成18年4月3日付け総財地第139号）等に定めるところによるものであること。
- (3) 火災復旧事業とは、失火等を原因とする火災により焼失した公共施設又は公用施設に係る災害復旧事業をいうものであり、地震や大規模な事故等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災は、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。
火災復旧事業の対象事業費には、応急復旧費及び備品購入費を含むものであること。

また、火災保険金は、控除財源として取扱う必要はないこと。

(4) 農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。

4 教育・福祉施設等整備事業

対象事業が、施設整備事業（一般財源化分）の対象となるときは、事業費から当該施設整備事業（一般財源化分）の起債額を控除した額を起債対象事業費とするものであること。

(1) 学校教育施設等整備事業

ア 学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業の起債対象事業費は、当該交付金の対象事業費から、当該事業費に交付金要綱に定める交付率を乗じて得た額又は当該事業に充当した交付金の額のいずれか多い額を控除した額とするものであること。

イ ランチルーム、クラブハウス、武道場、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、大学、社会体育施設等の整備事業については、本事業の対象となるものであること。

ウ 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業については、原則として、建築後 15 年程度を経過した施設に係る改造事業で、1 校（特別支援学校については小中学部に係る部分）ごとの対象事業費が 2 千万円以上（小規模校、コンピュータ教室の改造等については 1 千万円以上、校内 LAN の整備については 4 百万円以上）のものをいうものであること。

エ 義務教育施設に係る国庫負担事業、学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業（大規模改造事業を除く。）及び用地の取得造成事業の資金については、原則として財政融資資金であること。

なお、これらの事業で施設基準又は補助単価を上回った部分の事業（いわゆる継ぎ足し単独事業）及び学校施設環境改善交付金を受けて実施する大規模改造事業についても、財政融資資金を充てることができるものであること。

オ 公共施設等地上デジタル放送移行対策事業の取扱いについては、別途通知によらるたいこと。

(2) 社会福祉施設整備事業

公共的団体が整備する施設に対する補助金についても社会福祉施設整備事業で協議等を行うこと。

(3) 一般廃棄物処理事業

ア し尿処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項に規定する施設（焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又は廃棄物処理法に基づくし尿浄化槽であって、地方公共団体が設置管理するものであること。

イ ごみ処理施設とは、原則として、廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施

設及び埋立処分地施設（原則として、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設）をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（主として自家消費を目的とする部分に限る。）が含まれるものであること。

ウ 清掃運搬施設等とは、し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザ及びコンパクト等をいい、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

(4) 一般補助施設整備等事業

ア 豪雪対策事業の資金については、財政融資資金であること。

イ 特別転貸債に係る起債対象事業費は、次に掲げる事業ごとに算出した額であること。また、特別転貸債の資金については、財政融資資金であること。

事業	起債対象事業費
(ア) 道路公社が行う指定都市高速道路の整備事業	総事業費の35%（総合有料道路事業に係るものについては、25%）
(イ) コンテナ埠頭公社等が行うコンテナ埠頭の整備事業	総事業費の40%（大規模外貿コンテナ埠頭の整備については、原則として埠頭使用料に応じて20%から40%までの間で別に定める率）
(ウ) フェリー埠頭公社が行うフェリー埠頭の整備事業	総事業費の50%
(エ) 外貿埠頭公社等が行う外貿埠頭の整備事業	総事業費の40%（大規模外貿コンテナ埠頭の整備については、原則として、埠頭使用料に応じ20%から40%までの間で別に定める率）
(オ) 認定運営者が行う特定国際コンテナ埠頭の整備事業	総事業費の10%
(カ) 独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業	当該整備事業の必要額として別に定める方法により算定した額
(キ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資業務等	融資業務の必要として別に定める方法により算定した額

(5) 施設整備事業（一般財源化分）

起債対象事業費は「施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債措置について」（平成21年6月15日付け総財調第32号）により算定した額とするものであること。

5 一般単独事業

(1) 一般事業

ア 一般事業の対象事業には、国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含むものであること（ただし、他の事業区分において対象となるものを除く。）。

イ 半島振興道路整備事業とは、次の事業をいうものであること。

(ア) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 3 条第 1 項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業

(イ) 都道府県知事が、半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業

ウ 中心市街地再活性化等特別対策事業については、市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業であって、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 6 項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置付けられた事業等を対象とするものであること。

エ 公共施設等地上デジタル放送移行対策事業の取扱いについては、別途通知によらるたいこと。

オ 第三セクター等改革推進債の取扱いについては、別紙 1 に掲げるところによるものであること。

カ 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案すること。

(2) 地域活性化事業

ア 地域活性化事業については、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産等の地域資源や域内での資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指す「緑の分権改革」の推進に資するとともに、住民生活にとって大事な部分でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野（地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）において、地方公共団体が行う地域の活性化を図るための事業を対象とするものであること。

イ 国庫補助事業により整備される下記(ア)から(ク)までの事業については対象事業に含まれるものであること。

(ア) クリーンエネルギー（太陽光、バイオマス等）を活用した施設の整備事業

(イ) 高効率照明機器の整備事業

(ウ) 地域木材を利用した施設の整備事業

(エ) 情報通信格差是正事業費補助金による地域イントラネット基盤施設整備事業（平成 21 年度からの繰越事業に限る。）

- (オ) 地域情報通信基盤整備推進交付金による事業（平成 21 年度からの繰越事業に限る。）
 - (カ) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業メニュー②（情報通信基盤施設）による事業（平成 21 年度までに採択された継続事業に限る。）
 - (キ) 無線システム普及支援事業費等補助金による辺地共聴施設の新設及び改造事業
 - (ク) 情報通信利用環境整備推進交付金による事業
- ウ 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づく地域再生計画に位置づけられた事業は対象事業に含まれるものであること。
- エ 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設（いわゆる箱物）の新設事業等については、本事業の目的を達成するために必要不可欠な施設が対象となるものであること。

(3) 旧合併特例事業

旧合併特例事業については、従前の合併特例事業と同一の取扱いとするものであること。

(4) 都道府県及び指定都市が起債する一般単独事業債のうち、(1)のウ及びエ並びに地方道路等整備事業に係るものの資金については、原則として、民間等資金であること。

なお、これらの団体の公的資金の額については、個別の資金調達に関する事情にも配慮し、柔軟な対応を行うこととしているので、事前に協議されたいこと。

6 辺地及び過疎対策事業

(1) 辺地及び過疎対策事業については、地方債計画の計上額の範囲内において、同意等予定額を定めるものであること。

(2) 料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することが適当と認められるものは、対象とならないものであること。

(3) 地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設を対象とするものであること。

(4) 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであること。

(5) 下水処理のための施設に係る起債対象事業費には、地域し尿処理施設の整備事業費、合併処理浄化槽の設置に係る市町村の補助金及び公共下水道幹線管渠等整備事業に係る市町村の負担金を含むものであること。

(6) 辺地及び過疎対策事業のうち、過疎対策事業については、上記のほか、次の点にご

留意いただきたいこと。

ア 商店街振興のために必要な共同利用施設とは、本来商店街の負担において実施すべき施設を除き、公共駐車場、歩行者空間の魅力を高める施設その他地域の商店街の振興のために必要な共同利用施設（共同店舗については、地方公共団体が公営企業として運営するものに限る。）をいうものであること。

イ 診療施設とは、病院及び診療所、これらに従事する医師等の職員宿舎並びに診療の用に供するために必要な設備・備品等をいうものであること。

ウ 集落再編整備事業に係る住宅・宅地等の整備事業は、譲渡を予定しているものは、その性格上対象とならないものであること。なお、集落再編整備事業として空き屋を借り受けて整備する場合の増改築は対象事業に含まれるものであること。

エ 公立の小学校又は中学校の校舎等の耐震化に係る施設の増改築は対象事業に含まれるものであること。

オ 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設とは、太陽光などの自然エネルギーの活用とその啓発的な取組を進めるため、庁舎や学校など、地域の中核となる公共・公用施設における自然エネルギーを活用する施設又は設備であること。

カ 過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト分）については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定められたものを対象とするものであり、基本的な考え方は、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う過疎対策事業債（ソフト分）の取扱いについて（通知）」（平成 22 年 4 月 22 日付総財務第 143 号総務大臣通知）によることとし、その他留意事項については、以下のとおりであること。

(ア) 地方財政措置の重複を避けるため、特別交付税の算定の対象外となること。

(イ) 基金に積み立てた場合の活用については市町村計画に用途を明確にした上で、償還前の取り崩しも可能であること。

7 公共用地先行取得等事業

(1) 公共用地先行取得等事業の対象事業は、次に掲げる用地の取得事業であること。

ア 将来、公共用若しくは公用に供する用地（直轄事業用地を含む。）又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地（協議等年度以降 10 年度以内に事業の用に供するもの（他の事業債の対象となるものを除く。）に限る。）

イ 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）等の規定に基づく買取請求、買取協議、先買権の行使、買取りの申出等により取得する用地

ウ 環境保全上、優れた価値を有するもので、条例等の規定に基づき保全すべき用地として指定された用地

- (2) (1)のアの用地として、土地開発公社又は土地開発基金で取得した用地を取得する場合も含まれるが、地方公共団体の予算措置等の都合により当該年度又は前年度に土地開発公社等が取得した用地を取得する場合に対象とすることを原則とするものであること。

なお、これに該当しない場合であっても、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成20年2月6日付け総行地第12号・総財地第9号）に基づき土地開発公社の健全化の一環として計画的に取得する場合においては、対象とするものであること。

- (3) (1)のアの場合には、用地特別会計において取得することを原則とするものであること。

8 行政改革推進債

- (1) 同意等基準第二の二の1(8)に掲げる「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額」の取扱いについては、次のとおりとすること。

ア 自主的に行政改革を推進し、住民等に公表して行う経常的経費の削減等、財政構造の健全化に資する取組みを対象とし、その効果が長期に及ぶものを基本とすることとし、その効果により見込まれる額に対して、それぞれの措置の効果が継続する年数（5年を限度とする。）を乗じて得た額が同意等可能額となるものであること。

イ 対象となる行政改革・財政健全化措置については、次のとおりとすること。

(ア) 使用料の見直しや超過課税の実施などの歳入確保に係る効果額及び各種補助金の廃止・縮小や事務事業の整理合理化などの歳出削減に係る効果額を対象とすること。

(イ) 定員適正化による職員削減などの人件費に係る効果額は、退職手当債の償還財源となることから、原則として、行政改革推進債の効果額の対象とならないものであること。

(ウ) 人件費に係る効果額のうち、給与等の臨時削減、諸手当の廃止・縮小などに係る効果額は、必要に応じて、退職手当債の発行可能額等を勘案し、行政改革推進債の同意等可能額の対象とすることができるものであること。

(エ) 平成22年度以前の行政改革・財政健全化措置の取組みについては、次のとおりとすること。

a 平成22年度以前に行政改革推進債（平成20年度においては行政改革等推進債（地域再生分を除く。））を発行した団体
発行年度の同意等可能額から実際の発行額を差し引いた残余分は、平成23年度の同意等可能額として加算できるものであること。

b 平成22年度以前に行政改革推進債を発行していない団体

平成 18 年度以降に実施した行政改革・財政健全化措置への取組みについても、その効果が行政改革推進債を発行する年度まで及んでいれば、同意等可能額の算出の際にカウントできるものであること。

- (2) 地方債を充当する場合は、「行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができる見込まれる額」の範囲内で国庫補助事業及び地方単独事業に係る通常の地方債の充当残部分に対して充当すること。

三 公営企業債に関する事項

簡易協議等手続の対象となる事業区分の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

1 水道事業

- (1) 水道事業については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）上の事業認可に基づき、上水道事業分と簡易水道事業分を明確に区分するものであること。

また、簡易水道事業分については、特別会計を設置している飲料水供給施設の整備事業及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も対象とするものであること。

- (2) 簡易水道事業（簡易水道臨時措置分）に関しては、当該年度における他会計からの繰出しに代えて臨時的に水道事業債を発行しようとする場合に、当該繰出しに相当する額を対象とするものであること。

- (3) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後 15 年以内の給水区域における施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×（0.6－一日平均配水量÷現在配水能力）

- (4) 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。

- (5) 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」の資金については、民間等資金であること。

- (6) 「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債（水道施設等整理債）については次の事項にご留意いただきたいこと。

ア 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない水道事業用施設及び水利権（以下「水道施設等」という。）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に水道施設等の処分が必要な事業を対象とするものであること。

イ 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費（国庫補助返還金、企業債繰上償還金、独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額及び解体撤去費等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。）を対象とするものであること。

ウ 償還期限

原則として10年以内とすること。(ただし、企業債の繰上償還金については、当該企業債の残存償還期間内とする。)

エ 資金

民間等資金であること。

2 工業用水道事業

- (1) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後15年以内の施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(1-料金算定有収水量÷計画配水能力)

- (2) 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。ただし、補助事業等については、料金算定要領に基づき料金算定している事業を対象とするものであること。
- (3) 準建設改良費のうち「独立行政法人水資源機構割賦負担金の繰上償還のために要する経費」の資金については、民間等資金であること。
- (4) 「用途廃止施設の処分に要する経費」に係る地方債(水道施設等整理債)については次の事項にご留意いただきたいこと。

ア 対象事業

将来にわたって活用する見込みがない工業用水道事業用施設及び水利権(以下「工業用水道施設等」という。)を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る事業又は法令等により早急に工業用水道施設等の処分が必要な事業を対象とするものであること。

イ 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費(国庫補助返還金、企業債繰上償還金、独立行政法人水資源機構負担金の精算に要する額及び解体撤去費等の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額をいう。)を対象とするものであること。

ウ 償還期限

原則として10年以内とすること。(ただし、企業債の繰上償還金については、当該企業債の残存償還期間内とする。)

エ 資金

民間等資金であること。

3 交通事業

- (1) 交通事業の建設改良費等には、都市モノレール事業、新交通システム事業及びガイドウェイバスシステム事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道等事業における開発者負担分等を含まないものであること。

- (2) 地下鉄事業経営健全化対策に基づく他会計から公営企業会計への出資金に要する経費に係る取扱いについては、「地下鉄事業経営健全化対策実施要領の一部改正について」（平成 22 年 3 月 19 日総財企第 54 号）によらるたいこと。
- (3) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、次の要件に該当する地下鉄事業に係るものであって、建設改良のための公営企業債に係る利子（当該年度において当該年度の前年度に比べ増加が見込まれる資金不足額（地財令第 19 条第 1 項第 2 号に規定する地方債の現在高を除く。以下この項において同じ。）の範囲内とし、建設中の施設に係る地方債の利子及び地下鉄事業特例債（地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号。以下「省令」という。）附則第 8 条に規定する経費に対する公営企業債をいう。以下同じ。）の対象となるものを除く。）を対象とするものであること。
- ア 原則として前年度末において資金不足額があり、当該年度において当該年度の前年度に比べ資金不足額が増加すると見込まれること。
- イ 経営健全化のために必要な努力を行っていることと認められること。
- ウ 資本費平準化債を充当してもなお資金不足額があること。
- (4) 公営企業に準ずる事業を行う法人の行う交通事業に対する地方公共団体が支出する出資金、補助金及び貸付金に係る建設改良費等には、都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業及び臨港鉄道事業におけるインフラ部の建設費並びにニュータウン鉄道等事業における開発者負担分等を含まないものであること。
- なお、当該出資金、補助金及び貸付金の同意等予定額については、次のとおり取扱うこととされているので、ご留意いただきたいこと。
- ア 出資金については、都市モノレール事業、新交通システム事業、ガイドウェイバスシステム事業、地下鉄事業（国庫補助事業として行う地下駅火災対策施設整備事業を除く。）、ニュータウン鉄道等事業、貨物線旅客線化事業、地方空港アクセス鉄道事業及び臨港鉄道事業の建設改良費の 20%（平成 9 年度以前に補助対象路線として選定されたニュータウン鉄道の路線については 10%）相当額（以下「標準出資額」という。）の範囲内とすること。
- イ 補助金については、当該建設改良費から標準出資額を除いた額のうち、国庫補助事業として行われる地下鉄事業にあつては 35%相当額、ニュータウン鉄道等事業にあつては 15%（平成 13 年度以前に補助対象路線として選定された路線及び空港アクセス鉄道事業については 18%）相当額、貨物線旅客線化事業にあつては 16.2%相当額の範囲内とすること。
- ウ 上記のほか出資金及び補助金については、当該出資及び補助の対象とする事業の経営状況等を勘案し、対象とするものであること。
- エ 貸付金については、当該建設改良費から払込資本の総額、国庫補助金及び当該地方

公共団体からの補助金を控除した額に、当該地方公共団体の出資の持分率を乗じて得た額の範囲内とすること。

また、第三セクターに対する出資金、補助金及び貸付金の資金については、民間等資金であること。

- (5) 地下鉄事業特例債及び資本費負担緩和債（省令第12条第3号に規定する経費のうち地下鉄事業に係るものに対する公営企業債をいう。）の資金については、民間等資金であること。

4 電気事業・ガス事業

- (1) 廃棄物発電事業については、発電及び売電施設に係る経費に年間計画総発電電力量（当該施設の年間可能発電電力量に稼働率を加味したもの）に占める年間計画売電電力量の割合を乗じて得た額を対象とするものであること。
- (2) 資本費平準化債は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第22条第1項に基づき料金の届出を行う事業であって、その料金に卸供給料金算定規則（平成11年通商産業省令第107号）第5条第2項第2号ロに基づく額が含まれている場合は、対象としないものであること。
- (3) ガス事業の起債対象事業費には、「熱量変更に伴うガス器具交換等に要する経費」を含むものであること。

5 港湾整備事業

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に掲げる施設の敷地であって、公共事業及び売却の対象とならないものを「ふ頭用地」として対象とするものであること。

6 病院事業・介護サービス事業

(1) 病院事業

ア 病院事業は、一般会計により経理されている病院、診療所等（以下「一般行政病院等」という。）の建設改良費等及び一般行政病院等の医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等も対象とするものであること。

イ 建設改良費等には、建設改良費等に対する他会計繰入金の繰入りに相当する額で、他会計繰入金が繰り入れられるまでの間の資金手当に要する額を含むものであること。

ウ 病院事業に対する他会計出資金は、「公立病院の再編等に係る財政措置の取扱いについて」（平成20年6月6日総経第95号）に定めるところにより対象とするものであること。

エ 建設改良費等のうち平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、次に掲げる区分によるものとする。

(ア) 一般分

病院等の施設整備費のうち、特定分に係るもの以外の額

(イ) 特定分

病院等の施設整備費のうち、オに定める建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分に相当する額

オ 病院事業の「建物の建築単価」は、建物の建築工事費（附帯施設、外構等に係るものを含む）に、設計監督費及び事務費の合算額（建築延べ面積に30万円を乗じて得た額の5.5%を上回る部分に限る）を加算したものを建築延べ面積で除して得た額とするものであること。

ただし、「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成21年4月1日総経70号）に該当する事業の建築工事費は、建物の建築工事費に含まないものであること。

カ 不採算地区病院、へき地医療拠点病院、救急告示病院、小児医療又は小児救急医療提供体制の整備費等を対象とした病院事業債に係る資金については、公的資金を優先的に充当するものとする。

なお、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費を対象とした病院事業債に係る公的資金について、都道府県、指定都市、一部事務組合（都道府県又は指定都市の加入するもの）及び広域連合（都道府県又は指定都市の加入するもの）にあっては充当しないものであること。

また、市町村にあっては原則として起債額の50%以下とするものであること。ただし、実際の充当に当たっては、個別の資金調達に関する事情にも配慮し、柔軟な対応を行うこととしているので、事前に協議されたいこと。

(2) 介護サービス事業

本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

7 市場事業・と畜場事業

市場事業の対象には、市場に併設すると畜場（と畜場に係る施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項により都道府県知事の許可を受けたものをいう。）であって、市場と同一の特別会計で経理されているものを含むものであること。

8 地域開発事業

(1) 都市開発事業の対象は、次に掲げるものであること。

ア 土地区画整理事業

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業で宅地造成を目的とするもの（国庫補助対象事業に係る分を除く。）等

イ 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づいて認可を受けた住宅街区整備事業を含む。）等で建築物及び建築敷地の整備を目的とするもの

- (2) 住宅用地造成事業の対象には、土地区画整理事業によらない住宅用地造成事業等であり、公営住宅用地の造成をその一部に含む場合であっても事業の実態からみて一体として施行することが合理的であると認められるものを含むものであること。
- (3) 地域開発事業の対象には、法令の適用関係の変更、既成の造成地等における用途変更等の実施により造成地等の積極的な処分の推進を図ることを目的とした新たな事業による既成造成地等の取得事業を含むものであること。
- (4) 準建設改良費のうち「資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子」及び「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」は、当該地方債を充てた地区の現存する資産の価額から当該地区に係る既発債の今後の元利償還金等の総額（当該年度発行を予定している地方債の発行後見込まれる利子を含む。）を控除した額を対象とするものであること。

9 下水道事業

- (1) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 47 条第 2 項に規定する交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）第 7 条第 2 項に規定する交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 19 条第 2 項に規定する交付金を充てて行う施設の整備事業の起債対象事業費は、交付金対象事業費から、その 2 分の 1 を控除した額の範囲内とするものであること。
- (2) 流域下水道及び過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定により公共下水道の設置を都道府県が行う場合において、都道府県の地方負担額又は起債対象事業費の一部を指定都市又は市町村に負担させている場合における指定都市又は市町村の当該一部の額については、指定都市又は市町村の地方負担額又は起債対象事業費とするものであること。
- (3) 流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る下水道事業債の一部（下水道法第 2 条第 4 号イによる流域下水道については、補助事業にあつては地方負担額のうち 40%に相当する額、単独事業にあつては起債対象事業費のうち 10%の額、小規模集合排水処理施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業の臨時措置分については、起債対象事業費のうち 30%の額に相当する部分）については、当該年度における一般会計からの繰出しに代えて、下水道事業債（臨時措置分）の対象とするものであること。
- (4) 平成 17 年度までに発行を許可された公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く）に係る下水道事業債の当該年度の元利償還金の 7 割の額から、当該元利償還金に対し、当該事業の整備手法に応じた次に掲げる割合を乗じて得た額を差し引いた額については、下水道事業債（特別措置分）の対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

ア 合流式下水道 6 割

イ 分流式下水道 次に掲げる処理区域内人口密度（人／ha）に応じた割合

- | | |
|------------------|-----|
| (ア) 25 未満 | 7 割 |
| (イ) 25 以上 50 未満 | 6 割 |
| (ウ) 50 以上 75 未満 | 5 割 |
| (エ) 75 以上 100 未満 | 4 割 |
| (オ) 100 以上 | 3 割 |

- (5) 準建設改良費のうち「建設中の施設に係る地方債の元金償還金」及び「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」の額は、汚水処理施設に係るもの（流域下水道における建設費負担分を含む。）の額であること。

この場合における「汚水処理施設」の取扱いについては、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日自治準企第 153 号）によらるたいこと。

- (6) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後（法適用事業については建設仮勘定から本勘定へ振り替え後。以下同じ。）15 年以内又は下水道法第 4 条第 1 項による直近の事業計画の変更認可後 15 年以内（流域下水道については供用開始後 5 年以内又は下水道法第 25 条の 3 第 4 項による直近の事業計画の変更認可後 5 年以内）の処理区における施設に係る利子（流域下水道における建設費負担分に係る利子償還金を含む。）であって、次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×（1－日平均汚水流入量÷現在汚水流入能力）

※上記の算式は処理区（処理分区を含む。）ごとに算定すること。

10 観光その他事業

公営競技に係る地方債の具体的な取扱いについては、別途通知によらるたいこと。

四 公営企業借換債

借換債の対象となる既往の企業債は、旧公営企業金融公庫資金をもって起こした同意等基準において定める対象事業に係る企業債（ただし、地下鉄事業特例債を除く。）のうち、借換時において、当該企業債に係る最終償還日までの期間が 1 年超のものであること。

五 臨時財政対策債

臨時財政対策債の同意等予定額は、地財法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づき算定した額とするものであること。

また、臨時財政対策債の資金については、市町村に対して原則としてその全額に公的資金を配分すること。都道府県及び指定都市に対しては、その一部に公的資金を配分すること。

個別地方公共団体への公的資金の配分については、地財法第 5 条各号に該当する経費から特定財源を控除した額又は起債額のいずれか少ない額の範囲内は原則として財政融資資金を配分するものであること。

六 退職手当債

退職手当債の取扱いについては、別紙2に掲げるところによるものであること。

七 減収補填債

- 1 地財法第5条ただし書の規定により発行する減収補填債の充当は、同条ただし書に定める事業のうち、普通会計に係る事業について行うこととし、当該事業の実施事業費を基準として、通常の起債を充当した残余又は通常の起債を充当していない事業の一般財源相当部分に充てるものとする。
- 2 資金は、民間等資金とすること。
- 3 同意等予定額は、各地方公共団体から提出のあった減収見込額に基づき決定するものであるが、実際の起債は、確定した減収額の範囲内で行うことができるものであり、減収額の把握については特にご留意いただきたいこと。

第二 早期協議等に関する事項

一 早期協議等の対象

1 早期協議等の対象

早期協議等の対象は、平成23年度の協議等に係る地方債であって、簡易協議等手続において同意等の額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること。

2 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業

早期協議等において協議等を行う地方債を財源とする事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実と見込まれる事業等の財源（当該年度の同意等予定額において確実に対象となると見込まれる額に限る。）とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定であること。

また、事業ごとの充当に変更がある場合には、簡易協議等手続を行う際に、通知された同意等予定額の範囲内で、変更を行うことができるものであること。

二 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成23年度において最初に発行を予定している民間等資金債（平成23年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の3週間前までに協議等を行うものとする。

これに基づき、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

三 留意事項

地方債の発行に関し、地財法第5条の3の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業であるか、地財法第5条の4に基づく許可を要する地方公共団体又は公営企業であるかを判断する前年度の実質赤字、実質公債費比率（前3年度の決算額により算出）、前年度の資金不足等については、決算未提出期間においては、総務大臣が調査して定める決算見込額に基づき算定することとされていること。

従って、決算未提出期間において協議等を行う場合には、これらの数値の見込額及びその根拠を提出する必要があること。

第三 財政再生団体の許可手続に関する事項

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体（以下「財政再生団体等」という。）の許可手続については、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一 一般的事項

「第一 簡易協議等手続に関する事項」は、特に制限する必要があるものを除き、同意等基準第四の一の1により財政再生団体等の許可手続について準用する。

二 財政再生団体等の許可手続のスケジュール

平成23年度に財政再生団体等となった地方公共団体は、原則として、2月までの間で総務大臣が定める日までに許可申請を行うこととする。

第四 その他の留意事項

一 地方債の発行対象経費

- 1 地方債は、地財法第5条各号その他の法令の規定により地方債を財源とすることができる経費（以下「適債経費」という。）に限り発行することができるものであり、総務大臣等の同意を得ないで発行する地方債についても、起債の対象が適債経費であることが前提となるものであること。
- 2 地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の実施方針を定めて同法に基づき実施する事業のうち、当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転するものに係る施設整備費について、地方公共団体が同法第2条第5項に定める選定事業者に対して財政的支出を行う場合については、地財法第5条第5号の経費に該当するものであること。

二 不要協議債・不要許可債

- 1 地財令第10条第1号及び省令第1条第8号に規定する繰上償還は、買入消却を含むものであること。
- 2 省令第1条第4号は、同意等に当たって、償還年限の範囲内において借換えを行うことを予定して協議等を行い、当該同意等に当たって予定された借換えを行う場合は、協議等を不要とするものであること。

三 公共施設の転用

地方公共団体が公共施設を転用する場合において、転用後の事業が適債経費である限り、地財法上、繰上償還を行うべき事由には該当するものではないが、その場合でも、当該施設に係る地方債について起債の目的（協議の単位となる事業区分。以下同じ。）が変更となる場合は協議等が必要であること。ただし、当該施設に係る国庫支出金の返還が不要な場合は、当初の起債の目的に変更はなく、協議等が不要であること。

四 許可制度への移行に関する早期是正措置等の基準の適用

1 実質公債費比率関係

- (1) 地財令第 10 条第 1 号に規定する繰上償還は、実質公債費比率に算入しない地方債の元利償還金であるが、実質公債費比率の算定は年度単位で行われるものであることから、当該地方債の償還期限の属する年度の前年度以前に償還するものに限って対象となるものであること。
- (2) 省令第 5 条に規定する「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金」の額は、収益的収支及び資本的収支に対する一般会計繰入金の額のうち、収益的収支に計上された企業債利息及び資本的収支に計上された企業債償還金のほか、収益的収支における減価償却費及び純利益の一部が資本的収支における企業債償還金の財源として充当されることを考慮して、実質的に公営企業債の償還の財源に充てたと認められる額を算定するものであり、平成 23 年度地方財政計画に計上された公営企業繰出金の基本的な考え方に基いて定める調査方法により、算定するものであること。

2 公営企業の資金不足等関係

地財法第 5 条の 4 第 3 項の規定に基づき地方債の発行等に関して許可を要する公営企業かどうかの判断は、地財法第 6 条及び地方公営企業法第 17 条の規定に基づき設置することとされている特別会計を単位として行われるものであること。

五 国の予算等貸付金債

- (1) 国の予算等貸付金債の対象事業は、次に掲げるものであること。

- ア 中小企業高度化資金貸付金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づく貸付金）
- イ 小規模企業者等設備導入資金貸付金（小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）第 3 条の規定に基づく貸付金）
- ウ 土地区画整理組合等貸付金（都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和 41 年法律第 20 号）第 1 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく貸付金）
- エ 母子寡婦福祉資金貸付金（母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 37 条及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 20 条の規定に基づく貸付金）
- オ 災害援護資金貸付金（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 12 条の規定に基づく貸付金）
- カ 都市開発資金貸付金（都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく貸付金）
- キ 市街地再開発組合等貸付金（都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 3 項の規定に基づく貸付金）
- ク 有料道路（駐車場を含む。）整備資金貸付金（道路整備特別措置法第 20 条の規定に基づく貸付金）

- ケ 埠頭整備等資金貸付金（港湾法第 55 条の 7、第 55 条の 8 及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和 56 年法律第 28 号）第 6 条の規定に基づく貸付金）
 - コ 公害防止資金貸付金（株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年法律第 85 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく貸付金）
 - サ 農業災害補償資金貸付金（農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 142 条の 8 第 1 項第 1 号及び独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）第 12 条第 2 項の規定に基づく貸付金）
 - シ 木材産業等高度化推進資金貸付金（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づく貸付金）
 - ス 沿道整備資金貸付金（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 11 条の規定に基づく貸付金）
 - セ 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金（沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）第 19 条の規定に基づく貸付金）
 - ソ 農地保有合理化促進対策資金貸付金（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 34 条の規定に基づく貸付金）
 - タ 就農支援資金貸付金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 19 条の規定に基づく貸付金）
 - チ 日本政策金融公庫資金貸付金（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 11 条の規定に基づく貸付金のうち、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 7 条第 1 項により地方公共団体金融機構が貸付業務を行うことができる貸付金）
 - ツ 連続立体交差資金貸付金（踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）第 9 条の規定に基づく貸付金）
 - テ 地方道路整備臨時貸付金（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 33 年法律第 34 号）第 3 条の規定に基づく貸付金）
 - ト 都市環境維持・改善事業資金貸付金（都市開発資金の貸付けに関する法律第 1 条第 6 項の規定に基づく貸付金）
 - ナ 地域商店街活性化高度化資金貸付金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 12 号の規定に基づく貸付金）
- (2) 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。

【別紙 1】

一般事業（第三セクター等改革推進債）

1 第三セクター等改革推進債の発行に当たっては、以下に掲げる事項にご留意いただきたいこと。

(1) 公営企業の廃止（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号）に関する留意事項

ア 公営企業の廃止とは、当該地方公共団体、地方公共団体の組合又は地方開発事業団が当該公営企業に係る事業を行わないこととして、当該公営企業に係る設置条例（法非適用企業にあっては特別会計設置条例）を改廃し、当該公営企業に係る特別会計を廃止することをいうものであること。

イ 公営企業の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第 2 条の 3 各号に規定する経費の額の合算額から当該公営企業の資産の処分による収入をもって充てることができる見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、公営企業の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

ウ 当該公営企業に係る施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費については、当該公営企業に係る事業を行うために締結していた契約等に基づき当該施設又は設備の撤去に伴い負担する義務がある負担金等の支払に要する経費を含むものであること。

(2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 3 号）に関する留意事項

ア 土地開発公社及び地方道路公社が行う業務の一部の廃止については、当該公社の定款の変更により明らかにされるもので、原則として以下に掲げるものを対象とすること。

(ア) 地方道路公社

有料道路のうち、当該路線に係る料金収入をもって当該路線に係る維持管理費及び借入金利息を賄えない不採算路線の廃止（無料開放）

(イ) 土地開発公社

土地の再取得又は売却等の処分により、当該業務に係る借入金が確実に返済されると見込まれるもの以外のすべての業務の廃止

イ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に要する経費に係る第三セクター等改革推進債の発行可能額は、省令附則第 2 条の 5 各号に規定する経費の額の合算額から当該公社の解散又は業務の一部の廃止の際公社の資産の処分による収入をもって充てることができる見込まれる額を控除した額であること。

なお、資産の処分による収入は、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止の際得られると見込まれるものを計上するものであるが、後年度において更に

資産の処分による収入が得られた場合にあっては、当該収入について第三セクター等改革推進債の繰上償還又は減債基金への積立て等の適切な措置を講じること。

ウ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止に伴い、当該地方公共団体が、当該年度の歳出として貸し付けた貸付金であって、その償還金が当該年度の歳入予算に計上されている短期貸付金に係る債務を免除する場合、当該免除に伴う歳入不足を補てんするため、第三セクター等改革推進債を充てることができるものであること（損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号）に伴い、短期貸付金が当該年度内に償還されないこととなった場合においても同様に扱うこととする。）。この場合、業務の一部の廃止にあっては、当該廃止される業務に係る短期貸付金が対象となるものであること。

エ 地方公共団体が、平成 21 年度以降に土地開発公社及び地方道路公社の債務保証又は損失補償の額を増額し、若しくは貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の対象とならないものであること。

(3) 損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生（地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号）に関する留意事項

ア 地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号に規定する経費に係る発行可能額の算定に関しては、地方公共団体が締結している損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある額を対象としているものであること。

イ 地方公共団体が、平成 21 年度以降に損失補償を行っている法人等の損失補償の額を増額し、又は貸付金の増額を行った場合には、当該増額された部分については、原則として、第三セクター等改革推進債の対象とならないものであること。

ウ 地財法第 33 条の 5 の 7 第 1 項第 4 号に規定する破産手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第 2 条の 7 第 1 項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第 3 号に掲げる手続による場合には次の事項にご留意いただきたいこと。

(ア) 省令附則第 2 条の 7 第 1 項第 3 号ロに規定する処分価格とは、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 144 条第 2 項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）第 69 条第 2 項に規定する処分価格と同様の意義であること。

(イ) 省令附則第 2 条の 7 第 2 項に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 2 条第 26 項に基づく手続き（以下「特定認証紛争解決手続」という。）のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者と同様の者であり、法人の清算又は事業の再生の実務に係る知識経験を有する弁護士、公認会計士等が該当するものであること。

(ウ) 省令附則第 2 条の 7 第 3 項第 2 号に規定する債務者が破産手続又は特別清算手続に

よらないで清算する公益上の必要があるときとは、例えば、当該債務者の資産の公益的機能を踏まえ、当該債務者の解散後に地方公共団体が当該資産の管理を継続する必要があるものの、当該資産の関係者が多数に上る等の事情により当該債務者が破産手続により清算するとした場合には当該資産の地方公共団体への円滑な移管に支障があるとき等が該当するものであること。なお、この場合において、破産手続又は特別清算手続によることとした場合に当該資産の円滑な移管に支障がある（破産手続又は特別清算手続によらないで清算する必要がある）かどうかについては、同条第1項第3号イに規定する確認適格者の確認事項に含まれるものであること。

(エ) 省令附則第2条の7第3項第4号ロに規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合とは、会社法（平成17年法律第86号）第565条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第155条第1項に規定する債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合と同様の意義であること。

エ 地財法第33条の5の7第1項第4号に規定する再生手続その他の総務省令で定める手続として省令附則第2条の8第1項各号に掲げる手続が規定されているが、同項第3号（特定調停手続）及び第4号に掲げる手続による場合には次の事項にご留意いただきたいこと。

(ア) 省令附則第2条の8第1項第3号に規定する手続（特定調停手続）は、事業の再生を行う法人に係る資産及び負債について、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準において用いられる資産評定のための評価基準と実質的に同じ基準によって評価を行うことが必要であること。

(イ) 省令附則第2条の8第1項第4号に規定する手続は、一般に公表された債務処理のための準則として、私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続及び企業再生支援機構の実務運用標準が該当するものであること。

(ウ) 省令附則第2条の8第2項第1号に規定する債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者は、当該手続で用いる私的整理に関するガイドライン、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順又は特定認証紛争解決手続のそれぞれの準則において確認を行うこととされている者が該当するものであること。

(4) その他の留意事項

地財法第33条の5の7第3項に規定する議会の議決は、通常、当該経費に係る予算の議決と同時とすることが考えられること。

2 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に

応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとする。

なお、資金については、原則として、民間等資金であること。

- 3 第三セクター等改革推進債に係る許可申請の方法等については、別途通知によらねたいこと。

【別紙 2】

退職手当債

1 普通会計退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

条例により退職手当が支給される職員のうち特別職（教育委員である教育長を含む。）を除いた職員で普通会計に属する職員

(2) 退職手当債の発行可能額について

発行可能額は、地財法第 33 条の 5 の 5 及び省令附則第 2 条の規定によるが、具体的には、次のア又はイのいずれか多い額とされていること。

なお、退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記より算定した額が当該年度に組合に対して支払う負担金を超える場合においては、当該負担金の額が発行可能額となるものであること。

ア 当該年度において退職する職員に対して支給すべき退職手当の額の合計額から、当該年度の前年度に当該地方公共団体の職員に対して支払った給料の総額に 100 分の 12 を乗じて得た額を控除した額

イ 勸奨等により退職する職員であってそれらの者の退職により当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるものに係る退職手当の額の合計額

なお、イの「当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるもの」とは、平成 23 年 4 月 1 日における対象職員に係る条例定数と平成 24 年 4 月 1 日における条例定数（見込み）による減数と同期間における実減数のいずれか少ない人数とすること。

(3) 退職手当債の許可について

退職手当債が許可される額については、同意等基準の第五の一の 1 の規定によるが、具体的には、次のとおりの取扱いとすること。

ア 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成 23 年度に実施した普通会計に属する職員数の純減（平成 23 年度職員数－平成 24 年度職員数）による人件費の削減額を償還財源に充てることとすること。

なお、新陳代謝による人件費の削減効果も、合理的と考えられる範囲内において、償還財源に加算することができるものであること。

イ 当該人件費については、対象職員の「給料、交付税算入職員手当等（退職手当、特殊勤務手当を除く）及び共済費」の平均によることを基本とし、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とすること。

なお、それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによることも差し支えないものであること。

ウ 対象職員数の純減に係る人件費の削減効果は、原則として 10 年間程度の間合計額と

することとしていること。それ以外の合理的と考えられる根拠がある場合には、それによっても差し支えないものであること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

2 公営企業退職手当債

(1) 退職手当債の対象職員

地方公営企業の管理者及び一般職に属する職員

(2) 退職手当債の発行可能額について

ア 退職手当債については、次の各号のいずれかの要件を満たす退職職員に支給する退職手当で、国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の規定による退職手当に相当するものを対象とする。

(ア) 条例の改正により定数の削減が確実に見込まれ、職員数の実質的な減少が将来にわたり確保されるとともに、職員の退職により当該公営企業の人件費の比率及び業務量に対する職員数の比率が実質的に低下し、経営の健全化が促進される場合。

この場合は、旧条例と新条例との定数の差と、実質的に減少した職員数とのいずれか少ない数までを対象とするものであること。

(イ) 退職手当条例の改正による退職手当支給率の引下げ等に伴い、原則として過去 10 年間に於ける平均退職者数（退職手当債の対象となる勸奨等退職者）の 1.3 倍以上の退職者があつた場合。

この場合、平均退職者数（退職手当債の対象となる勸奨等退職者）を超える退職者のうち、勸奨退職者についてのみ対象とするものであること。

イ 退職手当債の額は、償還財源の確保を前提とし、原則として、個々の退職職員につき当該地方公共団体の退職手当の支給に関する条例並びに地方公営企業の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業職員の給与に関する管理規程の規定により算出された額の合計額に相当する額を基礎とし、国家公務員の退職手当支給率により算定された額を超える場合は、当該額の範囲内の額を基準とするものであること。

なお、退職給与引当金を計上している地方公営企業にあつては、退職給与引当金相当額（退職手当債の対象にならない退職手当の支払いに充てる額を除く。）を控除するものであること。

ウ 退職手当組合に加入している地方公共団体については、上記諸点を検討のうえ、当該組合が支給する退職手当のうち、普通退職手当の額に相当する額を超える額（特別負担金相当額）を退職手当債の対象とするものであること。

(3) 退職手当債の許可について

ア 地財法第 33 条の 8 第 2 項の規定に基づく定員管理・給与適正化計画及びその他の提出書類の様式等退職手当債の申請方法等に係る具体的な取扱いについては、別途通知するところによること。

イ 退職手当債の資金は、地財法第 33 条の 8 第 3 項の規定に関わらず、全額民間等資金を

もって充てるものとし、償還期間は5年を超えない範囲とするものであること。

(4) 病院事業に係る公営企業退職手当債の特例について

ア 病院事業に係る公営企業退職手当債の発行可能額については、医療法、診療報酬等により医師数等が規定されていることなどから、上記(2)アによらず、次のとおりの取扱いとし、償還財源が確保されると認められる範囲内とするものであること。

(ア) 原則として、定員管理・給与適正化計画における平成23年度に実施した公営企業会計に属する職員数の純減（平成23年度職員数－平成24年度職員数であり、条例定数の削減による定数減を含む。）による人件費（地方公営企業決算状況調査において調査の対象としている「職員給与費」から退職手当及び特殊勤務手当を除いたものをいう。以下同じ。）の削減額を償還財源とするほか、いわゆる新陳代謝による人件費の削減効果も、合理的と認められる範囲内において、償還財源に加算することができるものであること。

(イ) アの償還財源の算定に当たっては、職員数の純減に係る退職職員の人件費の平均（新陳代謝に係る削減額は退職職員の人件費平均から、新規採用職員の人件費平均を差し引いた額とする。いずれの場合も、国家公務員の水準を超えるものは国家公務員の水準に修正した額とする。）によることを基本とするものであること。

この場合の人件費の削減効果は、発行する退職手当債の償還期間内の合計額とすることとしていること。

なお、当該計算に当たっては、給与改定は考慮しないこと。

(ウ) 経営の効率化・合理化による経営健全化により、将来にわたり償還財源が確実に確保できると認められる場合には、その範囲の額も償還財源に加算することができるものとする。

イ 償還期間については、医療提供体制の抜本的な見直しに伴い、事業の規模に比して退職手当債の発行予定額が著しく多大となる場合は、必要に応じ別に取り扱うことができるものとする。